暉峻義等没後二十五年に寄せて

寺畑喜朔

日本における労働科学の開拓者暉峻義等が世を去って二十五年になる。その足跡は偉大である。暉峻の名前を知ったのは、かなり以前で、倉敷労研創立十五周年記念として翻訳発刊されたハアヴェイ『血液循環の原理』（昭和十一年岩波文庫）に接してからで、以来珍しい姓名が印象に残った。

先年医事雑誌の書誌学的研究を進める中で『医人』を入手した。本誌は創刊大正六年七月で十号（大正九年四月）をもって廃刊となった。発行所は医人社（東京下谷池ノ端仲町）で発行兼編集者は暉峻義等、原稿届先は東大生理学教室となっている。執筆者をみると、暉峻と同期の東京大学大正六年卒業生ら（村田正太、佐藤正、蘆田元也、岡崎昌、朴澤進）の他、富士川游、小川剣三郎らが寄稿している。本誌の大学図書館における所蔵状況は乏しく、北大、東大、金大、京府大、岡大、熊大となっている。

『暉峻義等博士と労働科学』（昭和四二年刊）の著作目録を通覧すると、『医人』からの収載は一篇にすぎない。次に追加する。創刊号（発刊の辞、研究室より）、二号（みみづく通信）、三号（みみづく通信、堕胎について）、四号（労働問題と医学）、五号（みみづく通信）、六号（自分の態度）、七号（大学教授に対する希望）、八号（大学に対する雑感）、九号（研学の道程に立ちて）、十号（研学の道程に立ちて、労働者問題）で、九号は華岡青洲号（百五十年記念祭）を兼ね、佐藤三吉（祝賀演説）呉秀三（華岡青洲先生伝記）田代義徳（日本外科学の発達に就て）が掲載されている。暉峻は大正八年十月大原社会問題研究所の創立に際し、医学関係の担当者として参加する。最終号の編集後記の中で「大阪の研究所の都合で来月あたりから毎月第一週は大阪で過さなくてはならない事情になった。自分には厄介だが仕方がない。私に用事の方は月の始めの七日間を避けていただきたい」、「私は随分忙しい。自分には大切

な時機、収獲の時代を充分に落ちついて静かに暮すことの出来ないのは、自分は非常な苦痛である。けれども自分は全力をあげて努力してゆくことにかけて人後に落ちまいと決心している」と気概を述べているが、ついに『医人』は廃刊となる。

追悼集の中で学友村田正太（梅毒血清反応村田法の創案）は卒業後の暉峻について「この当時奨進医会と云う在京医師の有力な団体があり医風の刷新を標榜し富士川さんを中心とし、竹内薫兵、山崎佐、藤根不忘、小田平義氏等が毎月富士川さんの家に集まって例会を開き刀圭新報という月刊の会報を出していた。どう云う関係か暉峻もその連中の一人となって私を連れだした。出席してみると、この連中はなかなか気概があって面白い。いつの間にか一等若い暉峻がこの会報の編集を引受けることになった」（注、富士川と暉峻の関係は、富士川らが編者となって発刊した日本内科全書の校正などの補助作業を暉峻が担当した――三浦豊彦氏談）とある。つまり、暉峻は『医人』編集に先立ち『刀圭新報』の編集にもたずさわったのである。当時悍馬型とも言われた暉峻と村田は大学の刷新運動を目指し、雑誌に思う存分書きつづけた。誌上論争にも発展し、その反発が奨進医会の幹事を務めている教授にも及び、「こんな具合で借家は不便だから独立して雑誌を出そうではないかと暉峻が提案し、小川（剣三郎）さんが会計の方を引き受けられ、いよいよ『医人』と云う月刊雑誌を出し……」（村田）となったのである。

『刀圭新報』の前身は『私立奨進医会雑誌』（明治二十二年～同二十六年）、ついで『医談』（奨進医会）となり（同二十六年～同四十一年）、さらに日本医師協会の機関誌として明治四十二年『刀圭新報』の発刊となった。本誌は大正十一年～昭和四年まで再び『医談』に誌名変更し、昭和五年より昭和二十二年まで『日本医師協会雑誌』として存続発行された。

『刀圭新報』の編集者は一巻～九巻四号（大六・一二）は岡崎桂一郎、九巻五号（大七・一）～十巻十号（大八・六）を暉峻が担当し、以後小田平義が編集者となった。暉峻の執筆はつぎのごとくである。九巻㈤（巻頭語）、九巻㈥（本領・雑感）、九巻㈦（貧民救済論）、九巻㈧（貧民救済論、雑感）、九巻㈨（医界に対する非難）、九巻㈩（医界に対す

る非難、十巻㈠（保健衛生調査に就て）、十巻㈡（都築甚之助氏に就て、保健衛生調査に就て、読書録）、十巻㈢（医界に対する非難、雑感）、ところで、暉峻が編集担当して約半年、富士川游、山崎佐、藤浪鑑、久保猪之吉、平光吾一らの寄稿をみるが、大学、医療界刷新の表現が濃厚になるに従って寄稿が少なくなった。

しかし、悍馬のような気概があったればこそ、労働科学研究への道が開けたと思う。

（金沢医科大学）

戦中戦後の医学教育史

――医学専門学校――

酒井シヅ

昭和十二年七月七日、蘆溝橋事件のあと戦争は拡大の一途を辿り、昭和十三年、国家総動員法の公布などにより日本は総力戦態勢に入った。しかし、軍医に関してはそれより前に大幅な不足が予測されたために、昭和十二年十月二十八日勅令をもって軍医予備員令が布告されていた。これによって医師免許を所持する者が一兵士として徴兵されても、軍医を志願することにより一定期間の教育の後、陸軍軍医尉官として職務につくことが定められた。また、四十歳以下の医師は軍医予備員を志願すれば、直ちに衛生部見習士官となり、同じく短期間の教育のあと陸軍軍医尉官として認められることが定められた。しかし、当時、新卒医